

務	00	01	5 年
(令和12年3月末まで保存)			

人 安 第 2 7 2 号

(生、対、刑、捜、交、備、外)

令 和 7 年 3 月 2 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

非行少年に係る適正な事件の捜査又は調査の推進について

非行少年に係る事件の捜査又は調査（以下「捜査・調査」という。）については、少年審判において、一定の場合を除いて検察官が関与できず、家庭裁判所が自ら事実を調査し、少年に最も適切な処遇を決定するという職権主義的審問構造がとられていることや少年の保護処分的前提となる非行事実の認定も、成人事件と同様、厳格に行われることなどから、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めるとともに、非行事実の厳密かつ周到な立証を行うことが求められている。

また、少年審判で「非行なし」決定がなされた場合や捜査・調査に係る不適正事案が発生すれば、少年の健全育成を阻害し、少年の立ち直り等に深刻な悪影響を与えるだけでなく、被害の回復や国民の警察活動への理解、協力等の面においても、重大な支障を及ぼすこととなる。

各所属においては、下記の事項に留意の上、警察本部生活安全部人身安全対策課（以下「人身安全対策課」という。）との連携を密にし、適正な捜査・調査の推進に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い「非行少年に係る適正な事件の捜査又は調査の推進について」（令和元年5月30日付け少安第69号）は廃止とする。

記

1 本部長指揮事件制度の効果的な運用

次に掲げる事件については、警察本部長指揮事件又は警察本部報告事件の対象とすること。

(1) 犯罪少年に係る事件のうち、以下のいずれかに該当するもの

ア 16歳未満の少年の身柄を拘束する必要があるもの

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校、義務教育学校（いわゆる小中一貫校）、高等学校、中等教育学校（いわゆる中高一貫校）、特別支援学校、高等専門学校に在籍する少年（以下「中学校等の学校に在籍する少年」という。）の身柄を拘束する必要があるもの

ウ 学校、児童相談所等関係機関との連携に特に配慮する必要があるもの

エ 前記アからウに掲げる事件のほか、公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのあるもの

- (2) 触法少年に係る事件のうち、家庭裁判所の審判に付することが適当であるもの

2 人身安全対策課による指導の強化

捜査・調査において、緻密な捜査と捜査指揮能力の向上を一層充実するため、人身安全対策課による指導を次により強化する。

(1) 少年事件指導官による指導等

「少年警察活動推進上の留意事項について」（令和5年8月15日付け生企第134号、以下「留意事項通達」という。）において、警察本部内に少年事件指導官を置き、警察署長指揮事件のうち、被疑者の自白又は被害者、重要な目撃者若しくは共犯者の供述の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件、証拠が乏しい否認事件又は黙秘事件、鑑定結果、実況見分や検証の結果等の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件、微妙な擬律判断を必要とするなど公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件等について、必要な指導を行うこととされていることから、少年事件指導官は統一的、客観的な指導等を確実に行之、適正な捜査・調査に資すること。

(2) 少年事件指導官に対する教養等

少年事件指導官に対しては、検察庁、家庭裁判所での講習等、捜査・調査の指導等に当たる幹部としての研修に積極的に参加させること。

また、警察庁の行う警察大学校における少年警察専科にあっては、原則として、同専科を受講していない少年事件指導官又は今後指定を予定している者を入校させること。

(3) 巡回指導等による指導教養の強化

人身安全対策課の指導担当者は、各所属における少年警察部門の幹部による指揮、指導の徹底がなされるよう、巡回指導や研修会等を通じて、次に掲げる事項の指導教養の強化に努めること。

ア 捜査・調査の指揮、指導に当たっては、個別事件ごとに捜査・調査すべき事項を具体的に指示するとともに、少年の特性に配慮すべき事項については、確実にを行うよう指導を徹底すること。

イ 16歳未満の少年又は中学校等の学校に在籍する少年の身柄拘束の要否については、犯罪の重大性、非行性の程度、保護者の監護能力等に応じ、実現しようとする捜査目的、少年に与える影響等を総合的に判断して決定すること。

ウ 身柄拘束に係る事件については、捜査の進捗状況に応じ、立証すべき事項、補充すべき事項等に関し、的確な指揮、指導を行うこと。

(4) 警察署長の人身安全対策課長への通報

少年事件指導官の指導を実効あるものとするため、警察署長は、警察本部の事件主管課による指導が必要と判断し、警察本部の事件主管課長に報告する事件のうち少年事件については、併せて人身安全対策課長にも通報すること。

3 少年事件選別主任者制度の効果的な運用

(1) 適格者の指定

少年事件選別主任者の指定については、留意事項通達において、警察署長

が少年警察部門の幹部のうちから指定することとされている。

少年事件は刑事、交通、地域等の少年警察部門以外の部門において処理されることも多いという現状を考えると、少年事件選別主任者は、これらの部門に対して責任ある意見を述べることができる地位にあることが望ましい。

したがって、少年事件選別主任者には、原則として、警察署の少年警察部門の課長を指定すること。

(2) 少年事件選別補助者の指定

少年事件の取扱いの多い大規模警察署の場合や少年事件選別主任者の捜査経験が少ない場合等、警察署の実情に応じて、必要により、捜査・調査に精通した少年警察部門の幹部を少年事件選別補助者に指定し、少年事件選別主任者の任務を補完させること。

(3) 少年事件選別主任者の職務及び効果的な運用

少年の特性を十分に踏まえた捜査・調査が行われるよう、警察署長は、措置の選別及び処遇意見の決定、少年又は重要な参考人の呼出し、令状の請求、事件の送致等を行うに当たっては、少年事件選別主任者の意見を聴くものとされているほか、任意の少年被疑者の指紋又は掌紋の採取及び写真の撮影等についても、少年事件選別主任者が意見を述べることができる。

したがって、少年事件選別主任者が捜査・調査の各段階において、警察署長に対して適切な意見を述べるできるよう、事件指揮簿、呼出簿、犯罪事件処理簿等に少年事件選別主任者の決裁欄、意見欄等を設けるなどの適切な措置をとり、少年事件選別主任者の効果的な運用に努めること。

(4) 少年事件選別主任者等に対する教養

少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者に対しては、その指定後速やかに、少年事件指導官等により、職務を遂行するために必要な事項についての教養を行うこと。

また、捜査・調査を担当する幹部や捜査員等に対しても、各種会議や研修会等の機会を捉え、少年事件選別主任者制度の趣旨やその職務等を周知徹底すること。

4 人身安全対策課による不適正事案等の把握と対応

(1) 不適正事案等の把握

次に掲げる不適正事案等については、速やかに人身安全対策課へ報告すること。

ア 少年法、刑事訴訟法等に基づく手続に反すると指摘、抗議又はそのおそれのある事案

イ 少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）及び留意事項通達に定める事項等に反すると指摘、抗議又はそのおそれのある事案

ウ 「非行なし」決定がなされた事件及びそのおそれのある事件

エ その他これらに類する特異事案

(2) 不適正事案に対する適切な対応

少年又はその保護者等が不適正な取扱いであるとして抗議等を行っている事案や不適正事案に対する反響が大きいことが予想される場合（マスコミや地方議会に取り上げられる、損害賠償請求訴訟に発展する事案）等は、人身

安全対策課において事案の内容を的確に把握するとともに、事実関係及び関係者の動向等を総合的に判断し、対応策を講ずること。

また、不適正事案や「非行なし」決定事件等が発生した場合には、人身安全対策課においてその事案の概要及び原因を徹底的に調査し、その結果を踏まえた業務の見直しや捜査・調査の教訓事項等の検討を行うなどの是正措置を行うこと。

担当：人身安全対策課少年事件係